

令和8年度第1回高知県公文書管理委員会議事概要

- 1 日時 : 令和8年7月7日(火) 14時から17時45分まで
- 2 場所 : 高知県立公文書館 2階 研修室
- 3 出席者:(委員) 福島会長、依田副会長、渡部委員、菊池委員、川竹委員
(事務局(法務文書課)) 大崎補佐、三宮チーフ、小坂会計年度任用職員
(公文書館) 宮脇館長、小溝次長、森チーフ、山端主幹、谷口主幹、松島主査
武田専門員、平石専門員、石田専門員、山本会計年度任用職員

4 議事概要

- (1) 令和7年度第3回公文書管理委員会の議事概要の確認と確定
- (2) 令和7年度第1回公文書管理委員会の継続審議について

○新型コロナウイルス感染症に関する文書

- ・保健政策課の「新型コロナウイルス感染症宿泊療養施設入所者カルテ」を含めた健康政策部における作成文書の全体像を「資料4」にて説明。
- ・当該ファイルは入院の必要がない宿泊療養施設入所者について、保健所がカルテを作成し保健政策課に提出したものである。当時の県におけるコロナ患者の様子が分かるものとしては、毎日の報道機関に向けた公表資料が別ファイルとして登録され、それが移管されることが分かり、そこに記載されたもので歴史資料としての必要な情報が把握できるため当該ファイルは廃棄が妥当と考える。

(3) 継続審議について公文書管理委員の意見

- ・カルテ自体は、宿泊療養者の体調に関する記録に過ぎず、主要なコロナ対策に結びつくものではないため廃棄が適当。
- ・健康対策課でまとめられた公表資料に宿泊療養施設の利用者数等の必要な情報が含まれ、それらが移管予定であるため当該ファイルは全て廃棄で問題ない。

(4) 「条例第32条第2号の規定による保存期間が満了した施行日前公文書及び施行日後公文書の公文書館への移管及び廃棄の諮問について」(公文書館から説明)

① 施行日前_知事部局(本庁)

- ・南海トラフ地震対策課は大規模地震時の利用可能資源活用についての市町村計画に関する文書、県内の被害状況の想定が分かる地震対策の基礎調査に関する文書、成果品も含む津波避難シェルターに関する文書等を移管と判断。
- ・協同組合指導課は平成元年頃の国や全国農業協同組合中央会の方針による体制強化の流れの中で、農協合併が進んだ状況が分かる文書を移管と判断。

② 施行日前_知事部局(出先機関)

- ・中央東土木事務所は平成30年豪雨による管内の河川や道路の災害復旧工事の文書を移管と判断。

③ 施行日前_公営企業局

- ・県立病院課はあき総合病院の再整備に関する文書、県立安芸病院と芸陽病院、西南病院と宿毛病院の合併、統合等に関する文書を移管と判断。

④ 施行日前_教育委員会

・教職員・福利課は30年保存文書であった退職金制度に関する文書、軍歴申立書、地引揚教職員に関する調査、恩給の概要等に関する文書を移管と判断。

⑤ 施行日前_県立学校

・令和7年度第3回公文書管理委員会で整理した基準に従い、昭和27年度以前に作成された各学校の指導要録を移管と判断。

⑥ 施行日前_行政委員会

・人事委員会事務局は職員採用試験の公表例題、人事委員会議事録、労働委員会事務局は総会資料、労働争議の調整記録、不当労働行為救済申立てに関する文書、収用委員会事務局は局長引継ぎ文書を移管と判断。

⑦ 施行日後_知事部局（本庁）

・危機管理・防災課は主務課としてまとめた新型コロナウイルス対策本部会議に関する文書を移管と判断。

・医療政策課は新型コロナウイルス感染症対策に係る国の交付金を活用し、医療従事者の処遇改善や患者搬送支援事業等に関する文書を移管と判断。

・健康対策課は新型コロナウイルス感染症対策のうち、予防接種における市町村への定期接種の勧奨通知や予防接種健康被害の専門医師団の推薦依頼に関する文書等を移管と判断。

・文化振興課は県に多数寄贈された石元泰博氏の著作に関する管理要綱や利用料金等の県有財産に関する文書を移管と判断。

・地産地消・外商課は知事公約であった関西・高知経済連携強化戦略の戦略決定や関連するパブリックコメントに関する文書を移管と判断。

・港湾振興課は県内港湾への大型客船誘致及び新型コロナウイルス感染症対策検討資料等の文書を移管と判断。

⑧ 施行日後_知事部局（出先機関）

・高知土木事務所は、県の重要工事である浦戸湾三重防護関係の文書について調査委託関係書類は廃棄とし、工事関係書類を移管と判断。

⑨ 施行日後_公営企業局

・全て廃棄と判断。

⑩ 施行日後_教育委員会事務局

・教育政策課は児童一人1台パソコンの導入を行った高知県版学習プラットフォーム構築事業に関する文書を移管と判断。

・教職員・福利課は、教員の専門性を必要としない業務を担う校務支援員の学校への配置に関する文書、教員の働き方改革における新たな取組に関する文書等を移管と判断。

・学校安全対策課は本県の東部地域の教育環境における地域拠点校基本設計を委託した安芸中、高等学校の安芸桜ヶ丘高校への移転・再編に関する文書を移管と判断。

⑪ 施行日後_県立学校

・室戸高等学校は新型コロナウイルス感染症に関して寮生への授業動画の配信や行事の見直しに関する文書を移管と判断。

⑫ 施行日後_行政委員会

- ・人事委員会事務局は給与制度の推移の冊子、労働委員会事務局は、コロナ禍の相談窓口の広報関係に関する文書を先進的取組事例として移管と判断。

(5) (4) に対する公文書管理委員の意見

① 施行日前_知事部局（本庁）

《一次選別と二次選別の結果が相違》

- ・南海トラフ地震対策の地震・津波防災技術検討委員会に関する文書は、県の重要な南海トラフ地震対策における行動計画の決定に至る過程が分かるものであるため、公文書館の意見どおり移管が適当。

【廃棄が適当】

- ・法務文書課の高知県公益認定等審議会に関する文書は、定型的なものであり、公益法人の認定経過が分かる文書は、別の諮問した法人の所管課分を移管とするため、廃棄が適当。
- ・危機管理・防災課の北朝鮮拉致問題に関する文書は、自民党の会議での配布資料及び書籍の写しのみであるため、廃棄が適当。
- ・経営支援課の商店街振興組合連合会指導事業の補助金に関する文書は、当該補助金交付要綱と同じものが、今回の審議で移管となる別の文書に含まれるため、廃棄が適当。
- ・観光政策課の観光特使の新任に関する文書は移管が適当と考えるが、特使の再任に関する文書はその必要はなく、廃棄が適当。
- ・環境対策課の仁淀川・物部川等の水系水質汚濁防止連絡協議会に関する文書は、国主催の会議資料であり、県の施策等は含まれていないため、関連する文書を含め全て廃棄が適当。
- ・土木政策課の高知県社会資本整備推進本部会議に関する文書は、作成途中段階の会議資料であり、最終的に配付された会議資料は既に移管済であるため、廃棄が適当。

【移管が適当】

- ・南海トラフ地震対策課の要配慮者施設及び黒潮町の高台移転に関する文書、長期浸水に関する文書は、本県の南海トラフ地震対策における政策提言や協議内容、住民の声等を記録したものであるため、移管が適当。
- ・健康対策課の感染症対策協議会に関する文書は、新型コロナウイルス感染症対策に関する協議内容が含まれるため、移管が適当。
- ・人権・男女共同参画課の部落解放同盟と県の話し合い等に関する文書は、5年間にわたる意見のやりとりや当時の県の人権施策が分かるものであるため、移管が適当。
- ・商工政策課の技能実習・特定技能連絡協議会に関する文書は、県内の技能実習制度の現状や課題、外国人材の受入れ等関係機関での対応策検討が分かるものであるため、移管が適当。（※施行日後も同様の理由で移管が適当。）
- ・観光政策課の薩長土肥フォーラム、中城家及び武市半平太旧宅関係の文書は幕末維新博開催時期における県の歴史関連イベントや観光政策の動きが分かる記録であるため、移管が適当。
- ・協同組合指導課の土佐茶の茶共済地域指定に関する文書は、土佐茶産業の発展やその保障体制等に関する県の状況が分かるものであるため、移管が適当。

- ・環境農業推進課の農業普及指導計画、研修、普及事業の実施方針等に関する文書は、県内における農業普及活動や栽培技術等の経過が記録されているものであるため、移管が適当。
- ・農産物マーケティング戦略課の自動制御荒茶加工施設工事に関する文書は、県の茶産業振興に向けて実施した製茶機械への補助に関するものであるため、移管が適当。
- ・木材増産推進課の間伐事業補助に関する文書は、補助金要綱の改正が含まれるものであるため、移管が適当。
- ・木材産業振興課の補助金に関する文書は、補助金要綱制定等の内容が含まれるものであるため、移管が適当。
- ・環境対策課の新莊川清流保全協議会、公共用水域等測定計画に関する文書はニホンカワウソが生息した新莊川流域市町村や公共用水域の状況が分かるものであるため、移管が適当。
- ・河川課のダム事業に関する長期計画に関する文書は、県のダム整備に係る体制の全体像が分かるものであるため、移管が適当。

【継続審議】

- ・統計分析課の農林業センサス、漁業センサス、経済センサス等に関する文書については、過去に調査方法が大きく見直された経緯があるため、実施方法等も含め見直し前後の流れが分かるものを抽出し、そのうち重要なものを移管とする。所管課の保管状況も含め、関連する公文書ファイル内容の情報を整理し、移管又は廃棄を決定する必要があるため、継続審議とする。（※施行日後も同様の理由で継続審議とする。）

③ 施行日前_公営企業局

【移管が適当】

- ・県立病院課の県立病院の再編問題に関する文書には、安芸病院・芸陽病院建替基本方針検討委員会での検討内容や方針案が含まれるため、移管が適当。

④ 施行日前_教育委員会事務局

《一次選別と二次選別の結果が相違》

- ・幼保支援課の保育所耐震補助金に関する文書は、補助金開始初年度ではないものの、初年度のものは既に無く、所管課が保存しているものの中では最も古い公文書ファイルとなるため、公文書館の意見どおり移管が適当。

【廃棄が適当】

- ・教育政策課のストライキ処分関係の文書は、職員の処分に関するもののみでその後の施策に影響を及ぼす大規模なものではなかったため、廃棄が適当。
- ・教育政策課の新型コロナウイルス感染症に関する文書は、主務課である知事部局の政策企画課へ提出した文書であり、全体をとりまとめたものが同課（政策企画課）から移管されるため、廃棄が適当。

【移管が適当】

- ・教育政策課の障害者差別解消法に関する文書は、教育委員会における同法施行に伴う職

員対応要領を制定したものであるため、移管が適当。

- ・ 幼保支援課の幼稚園就園奨励補助金に関する文書は、幼稚園への就園機会の充実を目的に導入された補助金最終年度のものであるため、移管が適当。

- ・ 保健体育課のトップアスリート派遣事業に関する文書は、本県の児童生徒に対し運動体験を通し意識改善を図ることを目的に開始された取組であり、まとめられた成果品も含まれるため、移管が適当。

【継続審議】

- ・ 教職員・福利課の教員採用試験に関する文書については、県独自の試験問題の作成時期を調査のうえ、県が作成した試験問題等が含まれる公文書ファイルに移管とする必要があるため、継続審議とする。

⑤ 施行日前_県立学校

【廃棄が適当】

- ・ 高知追手前高等学校吾北分校の学校要覧に関する文書は、校正作業に係るもののみで成果物は含まれていないため、廃棄が適当。

⑦ 施行日後_知事部局（本庁）

《一次選別と二次選別の結果が相違》

- ・ 木材産業振興課の土佐備長炭ブランド化推進事業委託に関する文書は、県における炭産業の状況が分かるものであり、文化財指定に向けた動きも見られるため、公文書館の意見どおり移管が適当。

【廃棄が適当】

- ・ 広報広聴課の知事記者会見に関する文書は、テープ起こした生データの記録のみであり、誤字脱字等を修正した確定版が別途移管されるため、廃棄が適当。

- ・ 財政課の主要な施策の概要に関する文書は、校正過程等のものであり、完成した成果品である冊子は既に移管済のため、廃棄が適当。

- ・ 人事課の叙勲・褒章に関する文書は、報道発表用の概要資料のみであり、別途30年保存で関係書類を含めた文書が移管予定のため、廃棄が適当。

- ・ 薬務衛生課の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金に関する文書は、主務課である医療政策課へ提出した文書であり、まとまったものが別途同課（医療政策課）から移管予定であるため、廃棄が適当。

- ・ 歴史文化財課の文化施設の器物破損等に関する文書は、文化財等への影響を及ぼしたものではなく、建物自体への軽微なものだったため、廃棄が適当。

- ・ 歴史文化財課の理事会・評議員会・運営協議会に関する文書は、法人の定例的な会議にかかるものであるため、廃棄が適当。

- ・ 歴史文化財課の高知県史電子化委託業務に関する文書、国指定文化財進達に関する文書は、会計支払書類や国への担当者派遣申請等であったため、廃棄が適当。

- ・ 林業環境政策課の協働の森づくりに関する文書は、協定書原本が含まれていないため、

廃棄が適当。

- ・道路課の10県知事会議に関する文書は、主務課である政策企画課がとりまとめており、かつ本県主導で取り組む課題等ではないため、廃棄が適当。

【移管が適当】

- ・保健政策課の推進会議に関する文書は、県の重要施策である日本一の長寿県構想の推進会議に関する文書であるため、移管が適当。
- ・保健政策課の医療支援チームの派遣等に関するワーキンググループに関する文書は、災害時の医療体制の協議内容が含まれるため、移管が適当。
- ・医療政策課の医師会・歯科医師会との協議に関する文書は、新型コロナウイルス感染症対策に関する協議内容が含まれるため、移管が適当。
- ・医療政策課の通知・調査・照会に関する文書は、高知県医療審議会医療従事者確保推進部会の協議等であるため、移管が適当。
- ・健康対策課の感染症対策協議会に関する文書は、新型コロナウイルス感染症対策に関する協議内容が含まれるため、移管が適当。
- ・文化振興課の県立文化施設の収蔵能力調査に関する文書は、県内の文化施設の収蔵状況等が分かるものであるため、移管が適当。
- ・農業政策課の産振フォローアップ委員会・専門部会に関する文書は、県の重要施策である産業振興計画の農業専門部会における協議内容が含まれるため、移管が適当。
- ・農産物マーケティング戦略課の土佐の料理伝承人選定事業に関する文書は、県の食文化に関する事業であり成果品も含まれるため、移管が適当。
- ・漁業管理課のオサガメに関する文書は、絶滅危惧種であるオサガメの混獲に関するものであるため、移管が適当。
- ・河川課の建設ダムの認可調書に関する文書は、和食ダム及び春遠ダム建設の経緯等が分かるものであるため、移管が適当。

【継続審議】

- ・治山林道課の林道開設における計画書、実態調査、保安林管理図に関する文書は、委員による現物確認を経た審議が未実施であるため継続審議とする。
- ・自然共生課の希少野生植物に関する文書、サンゴ分布実態調査に関する文書、鏡川清流保全審議会に関する文書は、委員による現物確認を経た審議が未実施であるため継続審議とする。
- ・道路課の沈下橋修繕事業費交付金に関する文書は、沈下橋修繕に関する文書の保管状況等を調査のうえ、県の観光地への補助に対する取組が分かるものを移管とする必要があるため、継続審議とする。

⑧ 施行日後_知事部局（出先機関）

【廃棄が適当】

- ・衛生環境研究所の所報に関する文書は、校正過程のものであり、成果物である冊子は既に移管済であるため、廃棄が適当。

【移管が適当】

- ・ 衛生環境研究所の感染症発生動向調査事業報告に関する文書は、県内の感染症全体の発生状況が分かるものであるため、移管が適当。

⑩ 施行日後_教育委員会事務局

【移管が適当】

- ・ 教育政策課の政策提言に関する文書は、県内市町村で構成する団体等からの県に対する教育分野に特化した要望とその回答等であるため、移管が適当。
- ・ 生涯学習課の一般社団法人日本建設業連合会「BCS賞」に関する文書は、オーテピア高知図書館が優秀な建築作品としてBCS賞を受賞したことが分かるものであるため、移管が適当。
- ・ 保健体育課のよさこい鳴子踊り推進事業に関する文書は、県内の児童生徒が郷土の魅力にふれることを目的に実施された事業開始初年度のものであるため、移管が適当。

【継続審議】

- ・ 高等学校振興課のファイル名称が学校名となっている文書（室戸高等学校ほか10校）について、同課が管理する各学校の会議に関する文書の保管状況とその内容等を調査のうえ移管又は廃棄を決定する必要があるため、継続審議とする。

⑫ 施行日後_行政委員会

【移管が適当】

- ・ 高知海区漁業調整委員会事務局のうみがめの採捕に係る委員会指示に関する文書は、県内のうみがめの採捕状況が分かるものであるため、移管が適当。